

鳥獣被害防止総合対策事業 別表3より

事業内容		補助対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 会議費、事務用品 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 会議費、事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 3 研修教材費 4 研修・講習受講費用及び旅費
個体数調整	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 1 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 5 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費 捕獲に必要な機材（銃を除く。） 6 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） 7 止めさし資材、埋設資材 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 捕獲に従事する者に対する保険代 重機、車両の借料及びその燃料代 商品開発資材
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 会議費、事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 2 研修教材費 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 9 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費

技術実証		<ul style="list-style-type: none"> 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 技術実証資材 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 2 事務用品、印紙代 調査機材及びその借料 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 車両の借料及びその燃料代
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 10 事務用品、印紙代 請負施工費 放牧家畜の借料 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 緩衝帯の整備に必要な資材 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。